

日常生活用具の種目と給付対象者一覧表

| 種 目       |   | 給 付 対 象 者   | 基 準 価 格                |        |
|-----------|---|---|------------------------|--------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台(※)   | ① 下肢または体幹機能障害2級以上で、自力で寝返りまたは起き上がりができない障害者<br>② 寝たきりの状態にある難病患者   | 154,000円               |        |
|           | 特殊マット(※)  | ① 常時介護を要する下肢または体幹機能障害1級の障害者<br>② 下肢または体幹機能障害2級以上で、3歳以上の障害児<br>③ 療育手帳A判定で、3歳以上の者<br>④ 寝たきりの状態にある難病患者                         | 102,000円               |        |
|           | 特殊尿器(※)   | ① 常時介護を要する下肢または体幹機能障害1級の障害者で、学齢児以上の者<br>② 自力で排尿できない難病患者   | 67,000円                |        |
|           | 入浴担架  | 下肢または体幹機能障害2級以上（入浴にあたって、他人の介助を要する者に限る。）で、学齢児以上の者  | 82,400円                |        |
|           | 体位変換器(※)  | ① 下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換等にあたって他人の介助を要する者に限る。）で、学齢児以上の者<br>② 寝たきりの状態にある難病患者  | 15,000円                |        |
|           | 移動用リフト(※)   | ① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者<br>② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者   | 159,000円               |        |
|           | 訓練いす  | 下肢または体幹機能障害2級以上で、3歳以上の障害児   | 33,100円                |        |
|           | 訓練用ベッド  | ① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢以上の障害児<br>② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者  | 159,200円               |        |
| 自立生活支援用具  | 入浴補助用具(※)   | ① 下肢または体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする3歳以上の者<br>② 入浴に介助を要する難病患者   | 90,000円                |        |
|           | 便器(※)   | ① 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者<br>② 常時介護を要する難病患者  | 4,450～<br>5,400円       |        |
|           | 腰掛便座(※)   | 下肢または体幹機能障害2級以上で、学齢児以上の者  | 23,100円                |        |
|           | 頭部保護帽   | ① 平衡機能障害3級または下肢もしくは体幹機能障害2級以上で頻りに転倒する者<br>② 療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級でてんかんの発作等により頻りに転倒する者<br>ア 主材料がスポンジ・皮 イ 主材料がスポンジ・皮・プラスチック | ア 15,600円<br>イ 37,800円 |        |
|           | T字状・棒状のつえ(※)  | 下肢または体幹機能障害により、歩行障害があり、支持が必要な者  | 主体—木材                  | 2,200円 |
|           |   |   | 主体—軽金属                 | 3,000円 |
|           | 移動・移乗支援用具(※)  | ① 平衡機能障害または下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする学齢児以上の者<br>② 下肢が不自由な難病患者  | 60,000円                |        |
|           | 特殊便器  | ① 上肢障害2級以上で、学齢児以上の者<br>② 上肢機能に障害のある難病患者   | 151,200円               |        |
|           | 火災警報機   | 障害等級2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）  | 15,500円<br>2台まで        |        |
| 自動消火器     | ① 障害等級2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）<br>② 火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 | 28,700円   |                        |        |

| 種 目                      |   | 給 付 対 象 者  | 基 準 価 格                      |          |
|--------------------------|---|--|------------------------------|----------|
| 自立生活支援用具                 | 電磁調理器   | 視覚障害2級以上、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の者<br>(当該障害を有する者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)  | 41,000円                      |          |
|                          | 歩行時間延長信号機用小型送信機   | 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者  | 7,000円                       |          |
|                          | 聴覚障害者用屋内信号装置  | 聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)  | 87,400円                      |          |
| 在宅療養等支援用具                | 透析液加温器  | 腎臓機能障害3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で、3歳以上のもの  | 51,500円                      |          |
|                          | ネブライザー  | ① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者<br>② 呼吸器機能に障害のある難病患者                            | 36,000円                      |          |
|                          | 電気式たん吸引器  | ① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、必要と認められる者<br>② 呼吸器機能に障害のある難病患者  | 56,400円                      |          |
|                          | 酸素ボンベ運搬車  | 医療保険における在宅酸素療法を行う者   | 17,000円                      |          |
|                          | 人工呼吸器、ネブライザー及び電気式たん吸引器用自家発電機又は蓄電池等                                    | ① 在宅において人工呼吸器を使用し、またはネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた身体障害者(児)<br>② 在宅において人工呼吸器を使用し、またはネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた難病患者 | 自家発電機                        | 100,000円 |
|                          |   |  | 蓄電池等                         | 50,000円  |
|                          |   |  | 申請1回につき、自家発電機または蓄電池等のいずれか1種目 |          |
|                          | 盲人用体温計(音声式)   | 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者(盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯)  | 9,000円                       |          |
|                          | 盲人用血圧計  | 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者(盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯)  | 15,500円                      |          |
|                          | 盲人用体重計  | 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者(盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯)  | 18,000円                      |          |
| 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) | ① 呼吸器機能障害3級以上または同程度の障害の状態であり、人工呼吸器の装着が必要と認められる者<br>② 人工呼吸器の装着が必要な難病患者 | 157,500円   |                              |          |
| 人工鼻                      | 喉頭摘出者で、永久気管孔により呼吸を行っている者のうち医療保険等による給付を受けることができない者                     | 23,760円/月  |                              |          |
| 情報・意思疎通支援用具              | 携帯用会話補助装置   | 音声機能もしくは言語機能障害または肢体不自由で、発声発語に著しい障害を有する学齢児以上の者  | 98,800円                      |          |
|                          | 情報・通信支援用具   | 視覚障害2級以上または上肢障害2級以上で、文字を書くことが困難な学齢児以上の者  | 100,000円                     |          |
|                          | 点字ディスプレイ  | 視覚障害および聴覚障害の重度重複障害(視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)で、必要と認められる者  | 383,500円                     |          |
|                          | 点字器   | 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者  | 1,700～10,700円                |          |
|                          | 点字タイプライター   | 視覚障害2級以上の者(本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる者に限る。)   | 63,100円                      |          |
|                          | 視覚障害者用ポータブルレコーダー  | 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者  | 録音再生機                        | 85,000円  |
| 再生専用機                    |   |  | 48,000円                      |          |

|             | 種 目                       | 給 付 対 象 者   | 基 準 価 格          |         |
|-------------|---------------------------|---|------------------|---------|
| 情報・意思疎通支援用具 | 視覚障害者用活字文書読上げ装置           | 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者   | 99,800円          |         |
|             | 視覚障害者用拡大読書器               | 視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者   | 198,000円         |         |
|             | 視覚障害者用音声読書器               | 視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者   | 207,900円         |         |
|             | 盲人用時計                     | 視覚障害2級以上の障害者  | 触読時計             | 10,300円 |
|             |                           |   | 音声時計             | 13,300円 |
|             | 視覚障害者用情報受信装置              | 視覚障害2級以上で、本装置により地上デジタル放送の音声を受信することが必要な者   | 29,000円          |         |
|             | 聴覚障害者用通信装置                | 聴覚障害または発声発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者  | 30,000円          |         |
|             | 聴覚障害者用情報受信装置              | 聴覚障害で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者   | 88,900円          |         |
|             | 人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）      | 現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）で、本装置の買い換えについて医療保険等による給付が受けられない者   | 200,000円         |         |
|             | 人工喉頭                      | 喉頭摘出者   | 笛式               | 5,100円  |
| 電動式         |                           |   | 72,200円          |         |
| 点字図書        | 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児） | 市長が必要と認めた額  |                  |         |
| 排泄管理支援用具    | ストマ用装具                    | 直腸機能障害でストマを造設したもの   | 8,858円/月         |         |
|             |                           | ぼうこう機能障害でストマを造設したもの   | 11,639円/月        |         |
|             | 紙おむつ等                     | 脳原性運動機能障害等により排泄行為が不可能で、かつ、知的障害等のため、尿意・便意が意思表示できない者  | 12,000円/月        |         |
|             | 収尿器                       | ① ぼうこう機能障害で排尿のコントロールが困難な者<br>② 尿路変更のストマを造設した者   | 5,800～<br>8,700円 |         |
| 住宅改修        | 居室生活動作補助用具(※)             | ① 下肢、体幹機能障害または運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上で、学齢児以上の者<br>② 下肢または体幹機能に障害のある難病患者<br><br>※ 障害者1人につき1回限りの利用となります。 | 200,000円         |         |